

消 防 局 告 示 第 8 号

令和3年（2021年）10月1日

下関市火災予防条例（平成17年条例第315号）第42条の2第1項の規定により、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が定める要件は、次に掲げるとおりとする。

下関市消防局長

指定催しを定める件

- (1) 主催する者が出店を認める露店等の計画数が100店舗を超えるもの
- (2) (1)に掲げるものと同等の規模であると消防局長が認めるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
（平成26年消防局告示第1号の廃止）
- 2 下関市火災予防条例（平成17年条例第315号）第42条の2第1項の規定により、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が定める要件の告示（平成26年消防局告示第1号）は、廃止する。